

東京上田会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は「東京上田会」と称し、事務所を東京都内に置く。

(目的)

第2条 本会は、上田市と文化・経済・人的な交流等を図ることにより、上田市及び上田地域の発展に寄与し、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため上田市の協力を得て次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ふるさと訪問等及び情報・文化・経済交流を促進する事業
- (2) 機関紙誌及び出版物の発行
- (3) 市等が企画するイベント、記念行事等への参加、案内
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと(会員)

第4条 本会の会員は、上田地域出身者及びその関係者ならびに上田を愛し応援する人をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 専務理事 | 1名 |
| (4) 会計長 | 1名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 会長は、総会において会員の中から選任する。

- 2 副会長は、理事の中から会長が委嘱する。
- 3 専務理事は、理事の中から会長が委嘱する。
- 4 会計長は、理事の中から会長が委嘱する。
- 5 理事は、総会で会員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 6 監事は、理事会で選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、本会の事務を統括する。

4 会計長は本会の会計を処理する。

5 理事は、本会の重要事項の協議に参画し、会務を執行する。

6 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問、相談役など)

第9条 本会に名誉会長、顧問、相談役、参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役は、理事会で決定し、総会で報告する。

3 名誉会長、顧問、相談役は、本会の重要事項について会長の諮問に応じる。

4 参与は当会の運営に協賛し貢献される方、芸能、芸術などの分野で活躍されている方で、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とする。

2 総会、理事会及び役員会は会長が招集し、その議長となる。

3 総会、理事会及び役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

4 総会は最高の議決機関として、役員を選出、予算及び決算、事業計画及び事業報告、会則の改正及び本会の活動に必要な事項を議決する。

5 理事会は、必要に応じて開催し、総会で決定する以外の重要事項を審議し決定する。

6 役員会は会長、副会長、専務理事及び会計長で構成し、諸会議の開催可否、各種イベントへの対応、緊急を要する重要事項などについて協議する。

7 総会、理事会及び役員会を招集することが困難な時は書面審査で審議決定することとし、書面回答者の過半数をもって決する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 本会則のほか必要な事項は、別に定める。

(付記)

- 1、平成12年6月3日制定
- 2、平成26年5月25日改定
- 3、令和5年6月3日改定
- 4、令和6年6月1日改定